

第 7 次松田町総合計画策定の概要

1. 策定の背景と目的

総合計画は、その地域全体の総合的かつ効率的な行財政の運営を図るための基本となるものであり、まちの将来像と計画実現に向けた施策及び施策の進め方を示すものです。

本町の総合計画は、令和 8 年度を目標年次とした「第 6 次総合計画」を平成 31 年 3 月に策定し、基本構想において「いのち育み 未来へツナグ 進化つづける故郷」の将来像を掲げ、町民の皆さんとともに、協働のまちづくりを進め、現在に至っています。

その間、本町を取り巻く社会・経済情勢は、激甚化する自然災害、原油価格等をはじめとする物価高騰、少子・高齢化の著しい進行のもとで大きく変化し、抱える問題も複雑・高度化・個別化しています。

また、国際化・情報化の一層の進展、環境保護意識や自然災害などに対する安心・安全への意識向上など、社会情勢はめまぐるしく変化し、町民の価値観も多様化しています。こうした社会・経済情勢の急激な変化に対応が可能な、まちづくりの指針を示すことが必要です。このため、持続可能な自立した基礎自治体としてのまちづくりの指針を示す「次期松田町総合計画」を策定するものです。

2. 総合計画の体系及び構成

(1) 基本構想・基本計画

構想の役割	当町の最高理念であり、将来の町を目指すべき将来像を明らかにすると共に、その実現のための基本的な方向と施策の大綱、分野別の主要施策の方向性を示すもの
目標年次	2034 年度（令和 16 年度）

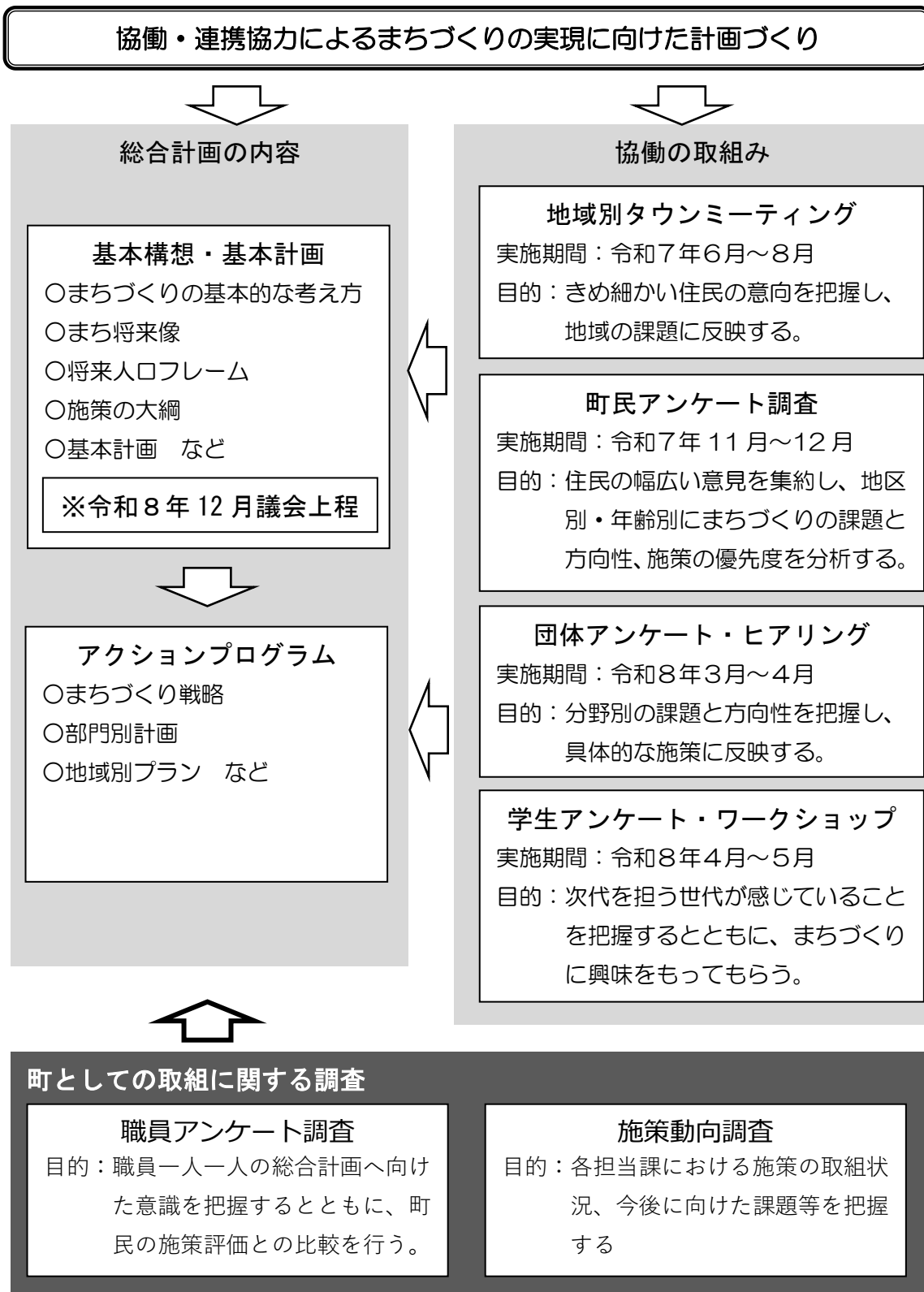
(2) アクションプログラム

計画の役割	基本構想・基本計画の方向付けと姿勢を受け、将来像を実現するために実施すべき長期のプログラム（施策や事業内容）を、実行計画として分野別に具体的に示すもの
計画期間	<u>前期：2027 年度（令和 9 年度）から 2030 年度（令和 12 年度）</u> 後期：2031 年度（令和 13 年度）から 2034 年度（令和 16 年度）

3. 総合計画策定の考え方

第 6 次総合計画の基本理念を継承・発展しながら必要な見直しを行い、新たなスタートとなる計画づ

くりを進めます。策定にあたっては、これまで以上の協働・連携協力によるまちづくりを実現するため、松田町における自治の基本理念に基づき、多くの住民の皆様にもまちづくりへの関心を持っていただくとともに、住民・行政それぞれの役割と責務を明確化し、将来に向けた課題解決を目指した計画づくりを進めます。



4. 総合計画審議会の動き（スケジュール）

日付	内 容	委 員
本日（7/21）	第2回総合計画審議会 ・現状と課題の整理 ・計画の構成（案） ・総論について	・審議の実施
8月下旬	第3回総合計画審議会 ・町から審議会へ諮問 ・基本構想・基本計画（素案）	・審議の実施
～9月上旬	※事務局にて、基本構想・基本計画（素案）への意見反映	・委員意見の送付
9月中旬～ 10月中旬	計画（素案）に係るパブリックコメントの実施	※意見随時募集
10月中旬	※事務局にて、答申（素案）に係る意見募集、反映	・委員意見の送付
11月下旬	第4回総合計画審議会 ・審議会から町へ答申（案） ・パブリックコメント（報告） ・R8の中間報告とR9の方向性について	・審議の実施
12月議会	計画（案）議案提出	
～3月	冊子完成	※完成報告
4月～	第7次総合計画 開始	